

令和7年度 北九州市食品衛生監視指導計画

— 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康保護を図ります！ —

監視指導内容

近年の食中毒の発生状況やHACCPに沿った衛生管理制度の施行、市民の関心等を踏まえて、重点的に監視指導を行う項目を定めて推進します。

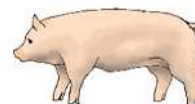
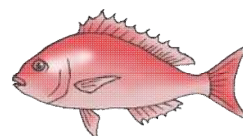
(1)重点対策

- ①HACCPに沿った衛生管理の取組強化事業
- ②食中毒予防対策事業
 - ア 食肉を原因とする食中毒対策
 - イ ノロウイルス食中毒予防対策
 - ウ アニサキス食中毒対策
 - エ 食品、添加物等の一斉取締り



(2)市内流通食品の衛生対策

- ①食品表示に関する啓発指導事業
- ②輸入食品の安全性確保事業
- ③獣畜等の処理の適正確保事業
- ④遺伝子組換え食品監視指導事業
- ⑤アレルギー混入防止対策事業
- ⑥魚介類等の衛生対策事業
- ⑦農産物の安全性確保事業
- ⑧加工食品等の安全性確保事業



(3)市内流通食品等の実態調査

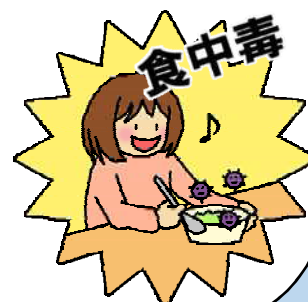
- ①食中毒菌汚染実態調査
- ②畜水産物の有害物質モニタリング検査



▲施設の監視の様子

(4)その他の関連調査

- ①食中毒等健康危害発生時の調査
- ②苦情・違反食品関連調査
- ③まつり等に係る調査
- ④夜間合同立入り
- ⑤調査研究



食品等事業者による 自主的な衛生管理の推進

以下の取り組みを行い、食品等事業者による自主的な衛生管理を支援します。

- ①事業者対象講習会
- ②ホームページによる情報提供
- ③食品衛生優良施設への表彰 等

サニチビ 食品衛生情報紙！
毎月、お届けしているよ☆



リスクコミュニケーションの推進

- 北九州市食品衛生懇話会、食品安全シンポジウム等によって、食品衛生に関する情報及び意見の交換を行い、相互理解に努めます。
- 市民へ食品等による危害発生防止のための情報提供を行います。

わかりやすい
食品衛生行政を
推進します！



食品衛生に係る国際協力

- 国際研修への講師派遣
(独)国際協力機構九州国際センター(JICA九州)が開発途上国に対する国際協力事業の一つとして実施する研修に食品衛生監視員を講師として派遣します。

食品衛生に係る人材の養成及び 資質の向上

- 研修を実施し、人材の養成に努めます。
- 各種講習会等への参加等を通して資質の向上に努めます。

食品衛生に関する情報提供・相談窓口

保健所東部生活衛生課	小倉北区馬借1-7-1 総合保健福祉センター4階	TEL 093-522-8728
広域食品指導係	【本所】	
	小倉北区馬借1-7-1 総合保健福祉センター4階	TEL 093-522-8728
	【支所】	
	小倉北区西港町94-9 北九州市中央卸売市場管理棟3階	TEL 093-583-2048
保健所西部生活衛生課	八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階	TEL 093-642-1818
保健福祉局保健衛生課	小倉北区内1-1 北九州市役所本庁舎8階	TEL 093-582-2435
区役所保健福祉課生活衛生担当		
門司区	門司区清滝1-1-1	TEL 093-331-1889
小倉南区	小倉南区若園5-1-2	TEL 093-951-1030
若松区	若松区浜町1-1-1	TEL 093-761-3769
八幡東区	八幡東区中央1-1-1	TEL 093-671-0809
戸畑区	戸畑区千防1-1-1	TEL 093-871-7568



○ 北九州市食品衛生監視指導計画ホームページアドレス

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0288.html